



埼玉県報

第360号
令和4年(2022年)
11月4日
金曜日

目次

告示

- 救急病院等の申出の撤回（医療整備課）
- 救急病院等の申出（医療整備課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 朝霞都市計画土地区画整理事業の都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（市街地整備課）
- 県道ふじみ野朝霞線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道花園本庄線の区域の変更（本庄県土整備事務所）
- 県道花園本庄線の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

告 示

埼玉県告示第千八百八十三号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

令和四年十一月四日

埼玉県知事 大野 元裕

病院		撤回日
名称	所在地	
医療法人三愛会三愛会総合病院	埼玉県三郷市彦成三丁目七番十七号	令和四年十月三十一日

告示

埼玉県告示第千八百八十四号

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として令和四年十一月一日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

令和四年十一月四日

埼玉県知事 大野 元裕

病院		有効期限
名称	所在地	
三愛会総合病院	埼玉県三郷市彦成二丁目三百四十二番	令和七年九月二日

告 示

埼玉県告示第千八百八十五号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十一月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

草加市柿木町、八潮市南川崎から木曾根

四 作業期間

令和四年九月十日から令和五年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千百八十六号

測量計画機関である埼玉県川越県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十一月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県川越県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

狭山市堀兼地内 外

四 作業期間

令和四年十月二十四日から令和五年三月二十日まで

告 示

埼玉県告示第千百八十七号

測量計画機関である川口市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十一月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

川口市

二 作業種類

公共測量（空中写真測量）

三 作業地域

川口市全域

四 作業期間

令和四年八月二十四日から令和五年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により朝霞市から朝霞都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

令和四年十一月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年十一月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十一月四日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 ふじみ野朝霞線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
明前三七二番一〇地先まで 一番六地先から同市苗間字神 ふじみ野市苗間字神明前二五		区 間
一四・九〇ゝ 四二・六〇	一四・九〇ゝ 一九・四〇	敷地の幅員 (メートル)
三八・七八		延長 (メートル)
道路整備事業による ふじみ野朝霞線及びふじみ野市道		備 考

告示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年十一月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十一月四日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木村 和正

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 花園本庄線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
一 地 先 ま で	本 庄 市 栗 崎 字 古 川 端 一 一 四 九 番 一 地 先 か ら 同 市 栗 崎 字 東 一 三 七 六 番	区 間
一 〇 三 ・ 〇 四	一 五 ・ 〇 〇 }	敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)
六 二 〇 ・ 六 二		延 長 (メ ー ト ル)
道 路 改 築 工 事 に よ る。		備 考

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年十一月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十一月四日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木村 和正

<p>花園本庄線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>本庄市栗崎字古川端一六五番一 地 先から同市栗崎字前河原一二三番 三 地 先 まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和四年十一月四日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和二年五月十二日付け埼玉 県本庄県土整備事務所長 告示第五号及び令和四年十 一月四日付け埼玉県本庄県 土整備事務所長告示第十号 で告示した道路予定区域の 供用開始である。延長一四 〇・四二メートル</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和四年十一月四日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 矢部 政実

号	第 秩 ・ 二	指 定 番 号
第 一 項 第 五 号	建 築 基 準 法 第 四 十 二 条	指 定 に 係 る 道 路 の 種 類
八 日	令 和 四 年 十 月 二 十	指 定 の 年 月 日
七、千三百一 番二十四	埼 玉 県 秩 父 郡 皆 野 町 大 字 皆 野 字 下 原 千 三 百 番	指 定 に 係 る 道 路 の 位 置
三 十 四 ・ 六 〇		指 定 に 係 る 道 路 の 延 長 (単 位 メートル)
四 ・ 二 〇		指 定 に 係 る 道 路 の 幅 員 (単 位 メートル)

告 示

埼玉県教委告示第二十七号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和四年十一月四日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 日時

令和四年十一月九日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 県議会令和四年十二月定例会提出予定案件について

ロ その他